

# STOP! 望まない受動喫煙

## 受動喫煙防止対策ガイド

喫煙時は、屋外や家庭を含め、受動喫煙が生じないように周囲の状況に配慮しましょう

受動喫煙についてのルール

### 改正健康増進法と埼玉県受動喫煙防止条例

(※Dの④のみ)



学校・病院・行政機関など

#### 敷地内禁煙

屋外に基準を満たす喫煙所が設置可能



飲食店・事務所など

屋外に受動喫煙が生じないように周囲の状況に配慮した喫煙所が設置可能

#### A 原則 屋内禁煙



埼玉県マスコット「さいたまっち」

#### B 喫煙専用室の設置



飲食不可

原則は、Aですが条件を満たすことでB C (D)も可能です。

#### C 加熱式たばこ専用の喫煙室の設置



飲食可

#### 【対象】経営規模の小さな飲食店の場合

以下の①～④の全てに該当している場合は、A～Cのほか、届出によりDの対応も可能です。

- ① 2020年4月1日時点で、営業している店舗
- ② 資本金または出資金の総額5000万円以下
- ③ 客席面積が100㎡以下
- ④ (同居家族等を除く)従業員がいない場合、または全ての従業員から喫煙可能室設置の飲食店での勤務について書面で承諾を得ている場合

#### D 喫煙可能室の設置

(店内全てが喫煙可能室の場合を含む)



飲食可

喫煙を主たる目的とするバー・スナック等(シガーバー等)は、別の施設区分(喫煙目的施設)が適用されることがあります。

# 喫煙室の種類と対応など

標識の掲示

## 喫煙室の種類

喫煙室の入口

店舗の入口

### B 喫煙専用室

屋内の一部に設置可能



- 喫煙のみ可
- 飲食等不可
- 20歳未満立入禁止
- 標識の掲示が必要

※1 設置する場合は、技術的基準を満たす必要があります。



### C 加熱式たばこ専用喫煙室

屋内の一部に設置可能



- 加熱式たばこのみ喫煙可
- 飲食等可
- 20歳未満立入禁止
- 標識の掲示が必要

※1 設置する場合は、技術的基準を満たす必要があります。



### D 喫煙可能室

屋内の全部または一部に設置可能



- 喫煙可
- 飲食可
- 20歳未満立入禁止
- 標識の掲示が必要
- 法と条例に基づく届出書の提出が必要

- ※1 設置する場合は、技術的基準を満たす必要があります。
- ※2 管轄の保健所（さいたま市、川越市、越谷市、川口市は各市）に届出書を提出してください。
- ※3 届出書の提出のほか、書類の保存が必要です。詳しい対応は次ページ（2ページ）をご覧ください。

お店の一部が喫煙可

お店の一部が喫煙可



お店全体が喫煙可

お店全体が喫煙可



### ※1 B～Dの喫煙室を設置する場合の技術的基準

以下の3つ全てを満たす必要があります。

- 喫煙室の出入口において、喫煙室外から喫煙室内へ流入する空気の気流が、0.2m/秒以上であること
- たばこの煙が流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
- たばこの煙が、屋外へ排気されていること

なお、施設内が複数階に分かれている場合は、上記基準に代えて、壁、天井で区画した上で、喫煙階と禁煙階を分ける取扱いも可能です。

### ■ 標識をダウンロード

受動喫煙 標識の一覧



喫煙室の  
標識掲示

施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が義務付けられます。

20歳未満は  
立入禁止

20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアに立ち入らせることはできません。

従業員への  
受動喫煙対策

従業員に対する受動喫煙対策も講ずることが必要です。

違反時の罰則  
等の適用

義務違反時には指導・命令・罰則等が適用されることがあります。

# 喫煙可能室を設置する場合に必要な対応など

表紙に記載した“経営規模の小さな飲食店”がDの喫煙可能室を設置する場合は、以下の対応が必要です。

## 1 従業員からの承諾書の取得（従業員がいる場合）

全ての従業員から、喫煙可能室を設置する飲食店で働くことの承諾書（5ページ）を取得してください。

※「従業員」とは労働基準法第9条に規定する労働者（正社員・契約社員・アルバイト・パート等。同居親族等は除く）

※承諾書は、1人1枚となりますので、従業員が複数いる場合は承諾書の様式を人数分コピーしてお使いください。

※従業員を新たに雇用する場合、従業員が当該飲食店に転入する場合は、その従業員から承諾書を取得してください。

## 2 必要な書類の提出

### 喫煙可能室を設置した場合

（2021年4月以前に  
喫煙可能室を設置した場合を含む）



法に基づく「喫煙可能室設置施設届出書」（3ページ）と条例に基づく「喫煙可能室設置届出書」（7ページ）の2種類に必要事項を記載し、裏面の「施設所在地（管轄）別お問合せ先」に来所・郵便・FAX等で提出してください。

なお、さいたま市・川越市・越谷市・川口市を除く、埼玉県保健所への提出は電子申請での届出が可能です。

喫煙可能室設置施設届出書  
（健康増進法）▶



喫煙可能室設置届出書  
（埼玉県条例）▶



※承諾書（5ページ）の提出は不要です。

### 喫煙可能室を設置した店が 食品衛生法に基づく営業許可の 継続をする場合



### 営業許可継続の申請書を提出する際に

条例に基づく「喫煙可能室設置報告書」（9ページ）に必要事項を記載し、裏面の「施設所在地（管轄）別お問合せ先」に来所・郵便・FAX等で提出してください。

なお、さいたま市・川越市・越谷市・川口市を除く、埼玉県保健所への提出は電子申請での届出が可能です。

喫煙可能室設置報告書  
（埼玉県条例）▶



※報告の際は、改めて全ての従業員から承諾書（5ページ）を取得する必要があります。提出は不要です。

## 3 書類の保存

●営業開始日がわかる営業許可書 等

●客席面積がわかる図面 等

●その他

法人の場合

▶資本金又は出資の総額がわかる登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット 等

従業員がいる場合

▶従業員からの承諾書

従業員がいない場合

▶従業員がいないこと（賃金の支払いがないこと）がわかる直近の確定申告書 等  
（加えて、同居親族と一緒に働いている場合は、住民票などの家族を証明するもの）

※ 届出受理番号	
----------	--

喫煙可能室設置施設 届出書

年 月 日

殿

届出者

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第2条第6項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 喫煙可能室設置施設	(ふりがな) ①名称	
	②-1 所在地	〒 - (電話 - - )
	②-2 車両番号等	
	③営業許可番号	第 号
	④営業許可日	年 月 日
2 管理権原者	(ふりがな) ①氏名(法人にあっては、その名称)	
	(ふりがな) ②法人にあっては、その代表者の氏名	
	③住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)	〒 - (電話 - - )
3 備考		

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 1欄②は、②-1又は②-2のいずれかに記載すること。
- 2欄については、管理権原者が法人の場合には①②及び③欄に記載すること。それ以外の場合は①及び③欄に記載すること。
- 3欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

ここから切り取って提出してください。

※ 届出受理番号

**記入例**

喫煙可能室設置施設 届出書

令和〇年 〇月〇〇日

埼玉県知事 殿

届出者 株式会社 埼玉商事  
代表取締役 埼玉 一郎

さいたま市、川越市、越谷市及び川口市に施設がある場合は、各市の様式により各市長宛てに提出する

施設の管理権原者（受動喫煙を防止する取組方針の判断、決定を行う者であり、設備の改修等を適法に行うことができる権原を有する者）を記載してください。（主に、個人店であれば事業主や店舗の店長、法人であれば法人の代表者が該当します）

1 喫煙可能室設置施設	(ふりがな) ①名称	れりどらん さいたま レストラン 埼玉
	②-1 所在地	〒360-〇〇〇〇 熊谷市〇〇町〇-〇-〇 (電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
	②-2 車両番号等	※飲食店の場合、この欄は記入不要です。
	③営業許可番号	第 30-〇〇 号
	④営業許可日	平成30年6月6日
2 管理権原者	(ふりがな) ①氏名(法人にあっては、その名称)	かぶしきがいしゃ さいたましょうじ 株式会社 埼玉商事
	(ふりがな) ②法人にあっては、その代表者の氏名	さいたま いちろう 代表取締役 埼玉 一郎
	③住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)	〒330-〇〇〇〇 さいたま市浦和区高砂〇-〇-〇 (電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
3 備考	係長 高砂 二郎 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇	①届出に係る担当者の職名、氏名、日中連絡可能な連絡先（携帯電話番号でも可）を必ず記載してください。 ②店舗内全てを喫煙可能室とする場合は、その旨を記載してください。

(注意)

- ※印欄には、記載をしないこと。
- 1 欄②は、②-1 又は②-2 のいずれかに記載すること。
- 2 欄については、管理権原者が法人の場合には①②及び③以外の場合は①及び③欄に記載すること。
- 3 欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記事項があれば併せて記載すること。

様式第1号（第1条関係）

承 諾 書

（管理権原者）

様

私は、埼玉県受動喫煙防止条例第2条第5号の喫煙可能室を設置した同条第2号の既存特定飲食提供施設で勤務することを承諾します。

既存特定 飲食提供 施設	名 称	
	所在地	

年 月 日

住 所  
氏 名

→ キリトリして  
ここで切り取って店内に保管してください。（提出不要）

承 諾 書

(管理権原者)  
株式会社 埼玉商事  
代表取締役 埼玉 一郎 様

施設の管理権原者（受動喫煙を防止する取組方針の判断、決定を行う者であり、設備の改修等を適法に行うことができる権原を有する者）を記載してください。（主に、個人店であれば事業主や店舗の店長、法人であれば法人の代表者が該当します）

私は、埼玉県受動喫煙防止条例第2条第5号の喫煙可能室を設置した同条第2号の既存特定飲食提供施設で勤務することを承諾します。

既存特定 飲食提供 施設	名 称	レストラン 埼玉
	所在地	熊谷市〇〇町〇-〇-〇

令和〇年〇月〇日

店舗の名称と所在地を記載してください。

住 所 熊谷市△△町〇-〇-〇  
氏 名 高砂 二郎

従業員がいる場合は、従業員から承諾書を取ってください（自筆。押印不要）。複数の従業員がいる場合は、1人1枚の承諾書を取ってください。なお、同居の親族から承諾書を取得する必要はありません。

承諾書は、店内に保管してください。（提出不要）

喫煙可能室設置届出書

年 月 日

（宛先）

届出者の住所  
氏名

埼玉県受動喫煙防止条例第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

既存特定 飲食提供 施設	(ふりがな)	
	名 称	
	郵便番号	
	所 在 地	
	電話番号	
従業員に 係る状況	<input type="checkbox"/> 従業員は雇用していません。 <input type="checkbox"/> 全ての従業員から承諾を得ています。	

注 1 「従業員」とは、条例第7条第2項の従業員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。))をいう。

2 「承諾」とは、条例第7条第2項第2号イの承諾をいう。

↑ここで切り取って提出してください。



この記入例は、届出書（7ページ）のほか、報告書（9ページ）を提出する際の記入例として準用してください。

記入例

喫煙可能室設置届出書

令和〇年〇月〇日

(宛先)

埼玉県知事

さいたま市、川越市、越谷市及び川口市に施設がある場合は、各市の長宛てとする

施設の管理権原者（受動喫煙を防止する取組方針の判断、決定を行う者であり、設備の改修等を適に行うことができる権原を有する者）を記載してください。（主に、個人店であれば事業主や店舗の店長、法人であれば法人の代表者が該当します）

届出者の住所 熊谷市〇〇町〇-〇-〇  
氏名 株式会社 埼玉商事  
代表取締役社長 埼玉 一郎

埼玉県受動喫煙防止条例第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

既存特定 飲食提供 施設	(ふりがな)	れすとらん さいたま	店舗の名称や所在地等を記載してください。
	名 称	レストラン 埼玉	
	郵便番号	360-〇〇〇〇	
	所 在 地	熊谷市〇〇町〇-〇-〇	
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
従業員に係る状況	<input type="checkbox"/> 従業員は雇用していません。 <input checked="" type="checkbox"/> 全ての従業員から承諾を得ています。		どちらか1つにチェックをしてください。（同居の親族は、従業員に該当しません）

注 1 「従業員」とは、条例第7条第2項の従業員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。

2 「承諾」とは、条例第7条第2項第2号イの承諾をいう。

届出書（7ページ）…… 初回到提出  
報告書（9ページ）…… 営業許可継続の際に提出

喫煙可能室設置報告書

年 月 日

(宛先)

報告者の住所  
氏名

埼玉県受動喫煙防止条例第9条第2項の規定により、次のとおり報告します。

既存特定 飲食提供 施設	(ふりがな)	
	名 称	
	郵便番号	
	所 在 地	
	電話番号	
従業員に 係る状況	<input type="checkbox"/> 従業員は雇用していません。 <input type="checkbox"/> 全ての従業員から承諾を得ています。	

注 1 「従業員」とは、条例第7条第2項の従業員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。))をいう。

2 「承諾」とは、条例第7条第2項第2号イの承諾をいう。

# 喫煙・受動喫煙による健康影響

## 喫煙による健康影響

たばこの煙は、ニコチン、タール、一酸化炭素など数多くの有害物質を含みます。

喫煙は、肺や咽頭等のがん、COPD（慢性閉塞性肺疾患）、2型糖尿病、歯周病などと因果関係が十分あるとされ、日本では能動喫煙により**年間約130,000人**が亡くなっているとされています。

知っていますか？

シーオーピーディー

## COPD（慢性閉塞性肺疾患）

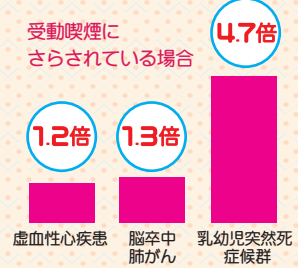
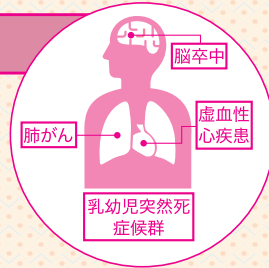
COPDは、肺の生活習慣病とも言われ、長期の喫煙により、気管支や肺に障害が生じます。せき、たん、息切れが初期症状です。

**思い当たる症状があれば、早めに呼吸器内科などを受診しましょう。**

## 受動喫煙による健康影響

たばこは、喫煙者だけではなく、周りにいる人の健康にも影響を及ぼします。

日本では、肺がんや乳幼児突然死症候群等により**年間約15,000人**が亡くなっているとされています。



受動喫煙にさらされている人は病気にかかりやすくなる

出典：厚生労働省「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」  
国立がん研究センターがん情報サービス

# 埼玉県受動喫煙防止対策実施施設等認証制度

埼玉県は、受動喫煙防止対策に積極的に取り組み、法律上の義務を上回る対策を実施する施設を認証しています。

対象施設

## 飲食店・オフィスなど

※学校、病院、児童福祉施設等は除きます

認証要件

### 敷地内禁煙

施設内と施設のある敷地内の全てが**完全禁煙**であること

または

### 屋内禁煙

施設内(単独施設またはテナント等)が**完全禁煙**であること  
施設の周囲において受動喫煙の防止に配慮していること

認証までの流れ

## 申請

施設の所在地を管轄する県保健所等(裏面)に申請書を提出してください

申請書は、お近くの県保健所等(裏面)または県ホームページで入手してください。

## 審査

申請書に基づき、認証の要件に該当する施設かどうか審査します

必要に応じて現場確認を行います。

## 認証

審査結果について文書で通知します。認証された場合は、証書とステッカーを交付します。

県ホームページにおいて、施設のお名前を広報します。



埼玉県認証ステッカー

詳しくは

埼玉県 たばこ認証



<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0704/kitsuentaisaku/shisetsu.html>





# 健康増進法に関するお問合せ先(厚生労働省)

ホームページ

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

なくそう!望まない受動喫煙



## 財政支援等について

受動喫煙対策を行う際の支援策として、国などの各種喫煙室の設置等にかかる財政上の制度が整備されています

埼玉労働局労働基準部健康安全課

電話 048-600-6206

【財政支援】受動喫煙防止対策助成金

(公財) 埼玉県生活衛生営業指導センター

電話 048-863-1873

【財政支援】生衛生業受動喫煙防止対策事業助成金

## 施設所在地(管轄)別 お問合せ先 (受付時間 8:30~17:15 土日祝日は除く)

施設の所在する市町村	お問合せ先	TEL	FAX	県認証制度
さいたま市	さいたま市 健康増進課	048-829-1294	048-829-1967	埼玉県健康長寿課 TEL 048-830-3582 FAX 048-830-4804
川越市	川越市 健康づくり支援課	049-229-4121	049-225-1291	
越谷市	越谷市 健康づくり推進課	048-960-1100	048-967-5118	
川口市	事務所など 川口市 保健総務課	048-229-3291	048-281-5765	
	飲食店 川口市 保健所食品衛生課	048-423-7889	048-423-8852	
施設の所在する市町村	お問合せ先	TEL	FAX	
戸田市・蕨市	南部保健所	048-262-6111	048-261-0711	埼玉県保健所
和光市・朝霞市・志木市・三芳町・新座市・富士見市・ふじみ野市	朝霞保健所	048-461-0468	048-461-0133	
春日部市・松伏町	春日部保健所	048-737-2133	048-736-4562	
草加市・吉川市・三郷市・八潮市	草加保健所	048-925-1551	048-925-1554	
上尾市・桶川市・北本市・鴻巣市・伊奈町	鴻巣保健所	048-541-0249	048-541-5020	
東松山市・滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・ときがわ町・東秩父村	東松山保健所	0493-22-0280	0493-22-4251	
坂戸市・鶴ヶ島市・毛呂山町・越生町・鳩山町	坂戸保健所	049-283-7815	049-284-2268	
所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市	狭山保健所	04-2954-6212	04-2954-7535	
行田市・加須市・羽生市	加須保健所	0480-61-1216	0480-62-2936	
久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町	幸手保健所	0480-42-1101	0480-43-5158	
熊谷市・深谷市・寄居町	熊谷保健所	048-523-2811	048-523-4486	
本庄市・美里町・神川町・上里町	本庄保健所	0495-22-6481	0495-22-6484	
秩父市・横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町	秩父保健所	0494-22-3824	0494-22-2798	



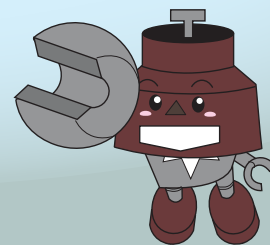
越谷市けんこう大使  
「ハッポちゃん」



さいたま市PRキャラクター  
つなが竜ヌウ



埼玉県マスコット「コパン」



川口市マスコット「きゅぼらん」



川越市マスコットキャラクター  
「ときも」

喫煙するときは、  
望まない受動喫煙を生じさせないように  
周囲の状況に配慮しましょう。